

令 05 原機（速実） 014

令和 6 年 2 月 2 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の

原子炉施設（高速実験炉原子炉施設）に係る使用前確認申請書

（新規制基準適合性確認等）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、使用前事業者検査の確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代 表 者 の 氏 名 理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

別紙1のとおり

4. 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号

(1) 原規規発第2401195号 令和6年1月19日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉施設（高速実験炉原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書

（新規基準適合性確認等（第1回申請）：主冷却機建物の地盤改良（第五条適合性確認））

※ 設工認の分割申請のうち、第2回申請については、認可受領後に使用前確認申請書記載事項の変更届を提出し、内容を追記（変更）する。

5. 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

【第1回申請】

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（一号検査＊）

期日 自 令和7年2月1日

至 令和7年2月28日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設

機能及び性能の確認に係る検査（二号検査＊）

該当なし

工事が設工認申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査（三号検査＊）

期日 自 令和7年2月1日

至 令和7年2月28日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設

＊ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第三条の二の三第一項の各号に掲げる検査

6. 法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによる熱出力

100MW

7. 最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画

該当なし

8. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

令和8年10月1日

9. 原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

該当なし

※ 設工認の分割申請のうち、第2回申請については、認可受領後に使用前確認申請書記載事項の変更届を提出し、内容を追記（変更）する。

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

① 設工認（第 1 回申請）（原規規発第 2401195 号）に係る原子炉施設の概要

編	施設区分	設備名称等
一	その他試験研究用等原子炉の附属施設 その他の主要な事項 主冷却機建物の周辺地盤	主冷却機建物の周辺地盤

※ 設工認の分割申請のうち、第 2 回申請については、認可受領後に使用前確認申請書記載事項の変更届を提出し、内容を追記（変更）する。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

設工認（第 1 回申請）における「主冷却機建物の地盤改良」は、放射線作業を伴わないため、放射線管理を必要としない。

※ 設工認の分割申請のうち、第 2 回申請については、認可受領後に使用前確認申請書記載事項の変更届を提出し、内容を追記（変更）する。

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

高速実験炉原子炉施設の保全は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「保全文書の策定等に関するガイド（保全文書ガイド）」に従い、設備系統（安全機能（クラス1～3）を発揮するために構成される設備機器の単位）を、設備機器に求める信頼性に応じて「高」「中」「低」の3段階の保全重要度に分類して行う。分類に際しては、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性や保守性等を考慮する。

設工認（第1回申請）において、使用前確認を受けようとする対象設備（主冷却機建物の地盤）は、施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に該当しない。

設工認の分割申請のうち、第2回申請については、認可受領後に使用前確認申請書記載事項の変更届を提出し、内容を追記（変更）する。